

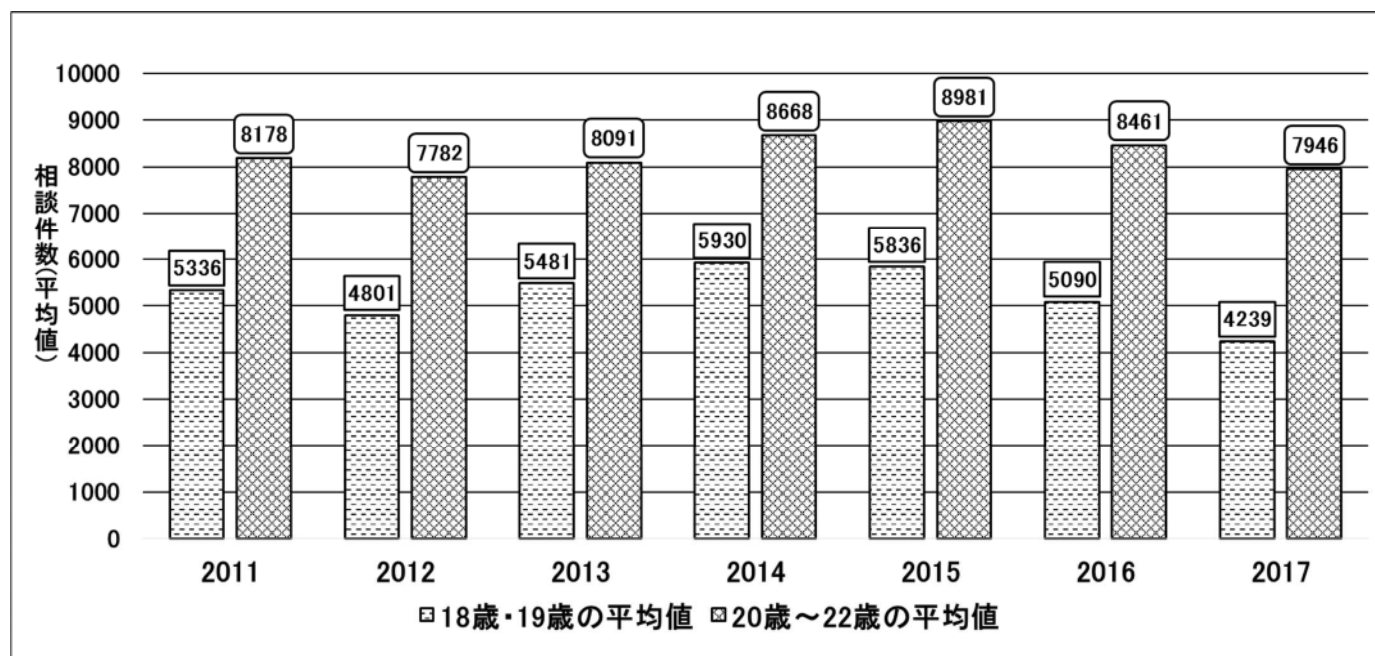
高等学校公民科・成年年齢引下げを踏まえ「契約」について考える消費者教育の工夫 —外部講師（弁護士）・他教科（数学科）との連携による実践を通じて—

愛知県立知立高等学校 田中 見佳

1. はじめに

2018年6月に成年年齢を20歳から18歳に引下げる民法改正案が国会で成立した。（2022年4月1日施行）民法の成年年齢が18歳に引下げられることにより、契約年齢が引下げられると、18歳・19歳の者は、親など法定代理人の同意なく一人で契約を結ぶことができるようになる。換言すると、未成年者が法定代理人の同意なく行った契約は未成年者取消権¹により取消しをすることができたが、それができなくなる。さらに、法定代理人が、未成年者の契約を取消すこと²ができたが、それもできなくなる。18歳・19歳の者が、悪質業者のターゲットとなり、高額な契約をさせられたり、マルチ商法などの被害が増加する等、18歳・19歳の者の消費者被害が拡大する危険性があると考えられる³。

事実、【グラフ1】より、20～22歳の相談件数の相談件数は、いずれの年も18歳・19歳の相談件数よりも多くなっている。2017年では、20～22歳の相談件数は、18・19歳の相談件数と比較すると、ほぼ倍になっている。この原因として、悪質な業者に就職や進学により親元を離れて一人暮らしをする年齢の若者が狙われ、何らかの消費者トラブルに巻き込まれていることが考えられる。



【グラフ1】契約当事者年齢が18歳～22歳の年別相談件数（平均値）⁴

成年年齢引下げにより、18歳・19歳の若年消費者が消費者被害に巻き込まれることが懸念されている中で、数年後には同じ教室の中に、成人と未成年者が混在した状況となる。何らかの消費者トラブルに遭った際、成年か未成年かにより、責任や対処法が異なってくる。また、高等学校卒業後、就職する生徒もおり、消費者教育を受ける機会に恵まれない場合も考えられる。

そこで、選挙権年齢が20歳から18歳に引下げられ高等学校において主権者教育の実施が課題となったのと

1 民法第5条第1項、第2項。

2 民法第120条第1項。

3 「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」法制審議会民法成年年齢部会、2009年1月、p.13。

4 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に関わる検討会報告書」、消費者庁、2018年8月、p.4。

同様に、消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

2. 消費者教育の現状と課題

成年年齢の引下げを踏まえ、学校教育において消費者教育の必要性は認識されている。しかし、授業を中心に学校の教育活動全体を通じて消費者教育が十分に行われているとは言い難い状況である⁵。消費者教育推進の課題として、①他の優先課題があり取組めない、②どのような取組をすればよいのかわからない、③指導者や講師となる人材がない等が挙げられている⁶。

しかし、近年、消費者教育に取り組む学校は増加してきており、実施した代表的・特徴的な取組み、消費者教育として扱った主な内容で最も多かったことは、「対処法」について学ぶ取組みである。それは、①携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法、②悪質商法（マルチ商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス等）とその対処法、③金融商品・投資に関するトラブルとその対処法、④消費者金融等の利用に関するトラブル（多重債務含む）とその対処法⁷などである。

成年年齢引下げにより消費者教育の核となる高等学校において、消費者教育の必要性・重要性が認識され、公民科や家庭科において、様々な実践が行われるようになってきた。しかし、その実践の内容として以下の二点の課題が指摘できる。まず、一点目は、「対処法」を学ぶことが中心となっている授業である。消費者被害の特徴として、①時代・世代・性別により異なる、②次々と新しい手法が出現する点が挙げられる⁸。そのため、今、学んだことが永続的に役立つとは限らない。「対処法」を学ぶことが中心となる授業から脱却し、消費者被害の最たる原因である契約について学び、知識を基に具体的な場面において習得した知識を活用し、自ら思考し判断する力を育成するような授業が必要である。しかし、現実社会において、判断力が未熟である若年消費者が消費者被害に遭う危険性は高い。そのため、対処法について学ぶことは、被害を未然に防止したり、被害に遭った場合、適切に対処することに繋がる場合もあり、その効果を否定するものではない。

二点目は、授業方法である。近年、高等学校においても、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）による授業改善が浸透しつつある。消費者教育に限らず、講義形式による指導者から学習者への一方的な知識の注入では、自ら考え判断する力を育成することはできない。重要語句を説明し、考査や入試に向け暗記・再生させるような授業では、より一層変化が激しい社会を生きていく生徒たちにとって、生きた知識を習得することはできない。消費者教育において、「対処法」を学ばせる方法として、アクティブ・ラーニングの手法による取組みが多数、見受けられる。しかし、その実践内容をみると、「活動あって、学びなし」といわれる状況に陥っている場合もあるのではないだろうか。生徒が、話し合う、何かについて調べてまとめる、発表するなど活動そのものが目的となっていることがある。指導者は、生徒の思考が活動的となるような問いや指導方法を工夫する必要がある。そのためには、まず、考えるための知識の習得が不可欠であり、知識を活用する学習活動により、中学校で習得した知識や高等学校で新たに習得した知識など知識と知識を結び付け、新たな知識を生徒自ら獲得していく過程で、思考力や判断力が育成される。生徒一人ひとりが、学習課題（問い）に取り組む、それを基にグループで活動する中で他者の考えや意見に触れ、それと自分の考えや意見を比較することにより、新たな見方・考え方を獲得し、知識を深化させることができる。

⁵ 「平成 28 年度消費者教育に関する取組状況調査報告書」, 文部科学省生涯学習政策局, 2016, p. 60。

⁶ 同上, p. 89。

また、「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」（消費者委員会(成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ), 平成 29(2017)年 1 月)では、学校における消費者教育の課題として、①公民科や家庭科において、実際に消費者教育に割かれている授業時間数が少ない、②学校教育での学習がどの程度効果があったか明確ではない、③消費者被害防止に係る学習に関しては、悪質商法や消費者保護に係る制度など消費生活の分野は変化が早く、教育を担当する学校教員にとっても指導への負担が大きく、適切な教材に関する情報提供も十分ではないことが挙げられている。

⁷ 同上, p. 58。

⁸ 「消費生活年報 2018」（独立行政法人国民生活センター）, 参照。

3. 目的と方法

平成 24 年に制定された「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育の目的や定義が明記されている。しかし、この法律の制定以前の平成 19 年に、内閣府「消費者教育の総合的推進に関する調査研究報告書」で、消費者教育の理念、さらには消費者教育の目標が明示されている。その目標とは、①消費生活に関して、自ら進んで必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動する消費者の育成、②消費生活に関し、環境の保全及び知的財産等の適正な保護に配慮する消費者の育成としている。平成 23 年には、消費者教育推進委員会がとりまとめた「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」で、消費者教育の目的⁹が示された。これを参考にして、翌年、消費者教育推進会議が「消費者教育推進のための課題と方向」が出された。その中で、消費者教育の理念・目的¹⁰と消費者教育の目標が明示されている。消費者教育の目標は、以下の 3 点である。

- | |
|--|
| <p>①消費者の権利と役割及び消費者の自立について理解し、それに基づいた意思決定と消費行動ができる能力を育む。</p> <p>②消費生活の安全・安定の確保と向上を図るため、消費生活に関する基本的な知識・技能を習得し、これらを活用して、将来を見通した合理的な意思決定や生活設計を行い、消費者被害等を回避し、必要に応じて他者と協力しながら問題解決ができる能力を育む。</p> <p>③持続可能な社会の実現に向けて、自分の行動と社会経済との関連を意識し、持続可能な社会へ寄与する消費生活を実践するとともに、諸課題について他者と協力して取り組むことができる能力を育む。</p> <p style="text-align: right;">(下線部は、筆者が加筆。)</p> |
|--|

本実践は、上記の消費者教育の②を目的とする。それは、現行の学習指導要領及び平成 34 年度から年次進行で実施される新学習指導要領における方向性（知識の習得で終止するのではなく、習得した知識を活用させ課題解決能力の育成を図る）と合致しているためである。

その方法として、公民科「現代社会」において 9 時間に渡る授業実践を行い、その実践に考察を加えることにより、目的が達成できたか否かを検証する。

4. 本校生徒の実態

本実践は、第 2 学年・普通科の文系 3 クラスの生徒を対象として行った。実践に先立ち本校生徒の実態を把握するために事前アンケートを実施した。今回、「契約」をテーマとした実践を行うためにまず、生徒がどの程度、契約について認識しているかを捉えるため、約束と契約の違いを記述させた。【表 1】その他、【グラフ 2～5】に示した項目について生徒に質問した。

契約について、「お互い合意した時に成立し、法的な責任が伴ってくるもの」と、その定義を記述することができた生徒は極少数に過ぎず、大多数の生徒は記述することができなかった。契約の定義を記述できても、契約の種類や有効な契約、契約の取消しや中途解約など、契約の詳細についてまで理解している生徒はいなかつ

⁹ 指針で示された、消費者教育の目的は、以下の 3 点である。

- ①消費者の権利を実現し、消費生活の安定と向上を図るため、消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して消費者被害等の危機を自ら回避する能力、将来を見通した生活設計を行う能力、及び、課題を解決する実践的な問題解決能力をはぐくむ。
- ②自己の利益だけを求めるのではなく、他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

¹⁰ 示された消費者教育の理念・目的は、以下の通りである。

「消費者と事業者の間に様々な格差がある経済社会において、消費者が、自らの権利と役割を理解し、選択と行動を通じて、自らの消費生活の安全・安定の確保と向上を目指すとともに、経済社会のあり方や持続可能な社会の発展に参加できるよう、諸能力の育成を図る。

た。また、半数を超える生徒が数年後には、成年年齢が引下げられることを知らない一方で、引下げられた場合、親などの法定代理人の同意なしに契約ができることは知っていた。本校生徒の消費者被害の実態は、被害に遭ったことがない生徒が大半であったが、少数ではあるが被害に遭ったことがある生徒もいた。被害に遭ったことがある生徒の中には、複数の項目で被害に遭っている生徒もいた¹¹。男女ともにインターネットを介した被害が目立つ。アダルトサイトや出会い系、オンラインゲーム、ネット通販などスマートフォンによりネット利用が容易にできるため、何らかの消費者被害に巻き込まれる危険性に常に曝されている。また、女子は、化粧品、健康飲料など美容関係の商品に興味を持っている生徒が多く、それらに関連した消費者被害に遭う可能性が高い。消費者被害に遭った場合、相談機関の一つである消費者ホットライン「118」の番号を約4割の生徒が知っていた。しかし、実際に被害に遭った場合、電話をかけ相談するかは定かではない。若い世代で相談件数が多いアダルトサイトや出会い系サイト、オンラインゲーム、美容関係の商品は、親に被害を相談しづらく、また、消費者ホットラインの存在を知らなかったり、知っていても電話をかけることに抵抗があり、誰かに直接相談できない状況に置かれていると思われる。そのため、ネットで解決方法を検索して解決を試みようとしてかえって被害が深刻化したり、場合によっては二次被害に遭う危険性もある。

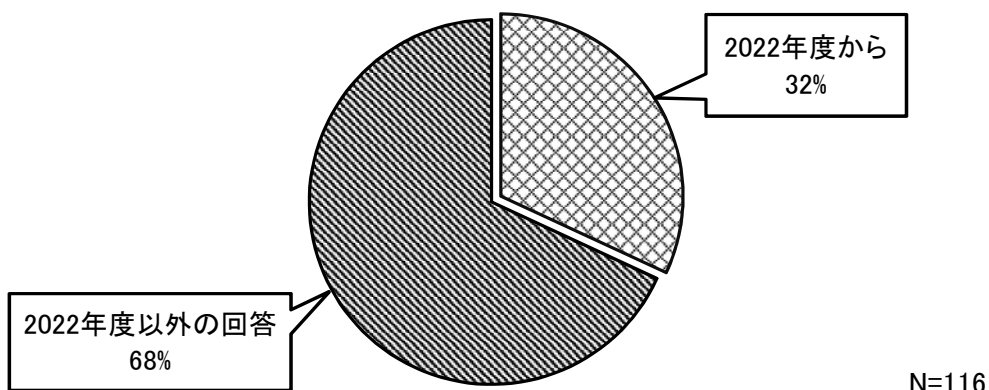
本実践を対象とした生徒は、成年年齢引下げによる影響を受ける学年ではない。大多数の生徒が高校卒業後、進学するため、成年となったとき学生である者が多い。そのため社会経験に乏しく、契約に関する知識や判断力が不十分で、消費者被害に遭う危険性がある。

約 束	<ul style="list-style-type: none"> ・軽いもの、取消しができる ・破っても問題のないもの、破っても多少は許される ・個人間で結ばれる約束、人と人との約束、当事者同士での約束 ・個人と個人の間で私的に決めたこと、友達や家族など身近な人との約束 ・相手と言葉を交わして決めること、口約束で書類がない ・法律に関わらないこと、金銭を介さない約束、法律やお金に関係しない決め事 ・破っても罰金がなく、契約よりも私的なもの ・守らなくても訴えられない、破っても法には触れない
契 約	<ul style="list-style-type: none"> ・重いもの、取消しができない ・大人が社会に出た時にやること ・印鑑を押すもの、書類を伴うもの、印鑑や書類が必要なもの ・紙に書かれていることを読んで、自分がサインを書いて承諾するもの ・法などが絡んでくる約束、法律に基づいて物事を約束すること、法律に守られた約束 ・人だけではなく物が絡んでくる事、お金が絡む重要なこと ・個人と企業等の間で、お金などが発生するような取決め ・お互いの合意の下で、紙に書いて約束すること ・<u>お互い合意した時に成立し、法的な責任が伴ってくるもの</u> ・拘束力があって、絶対に守らなければならないもの ・破ったら罰則がある、守らない場合は、訴えられ（罰金等）何らかの処罰が下される

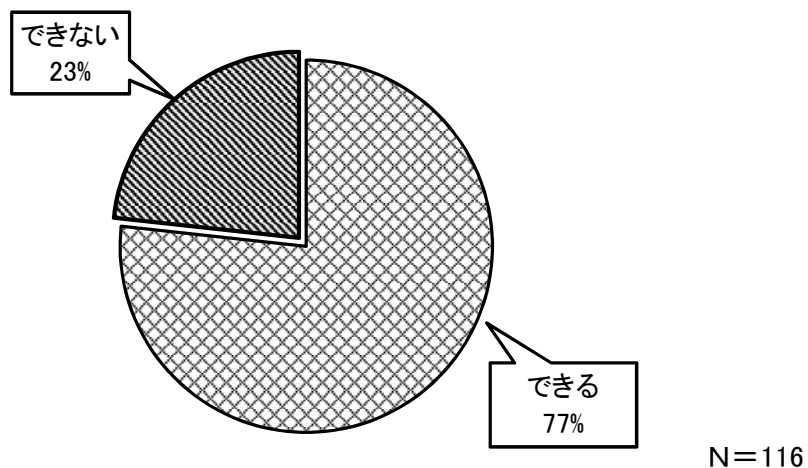
【表1】生徒が記述した約束と契約の定義

¹¹ 男子では、最大で3つの項目（アダルトサイト・オンラインゲーム・ネット通販）で、女子では最大で4つの項目（エステ・スマートフォンの契約・インターネットの接続回線・ネット通販）で被害に遭っていた。

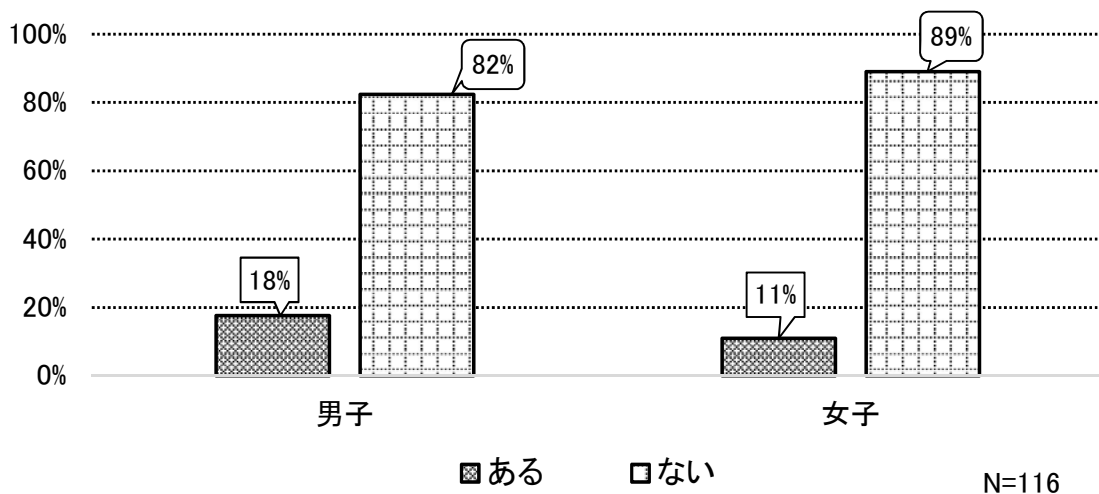
【グラフ2】成年年齢が20歳から18歳に引下げられるのは、いつからか



【グラフ3】成人年齢が引下げられた場合、親権者の同意なしに契約ができるか



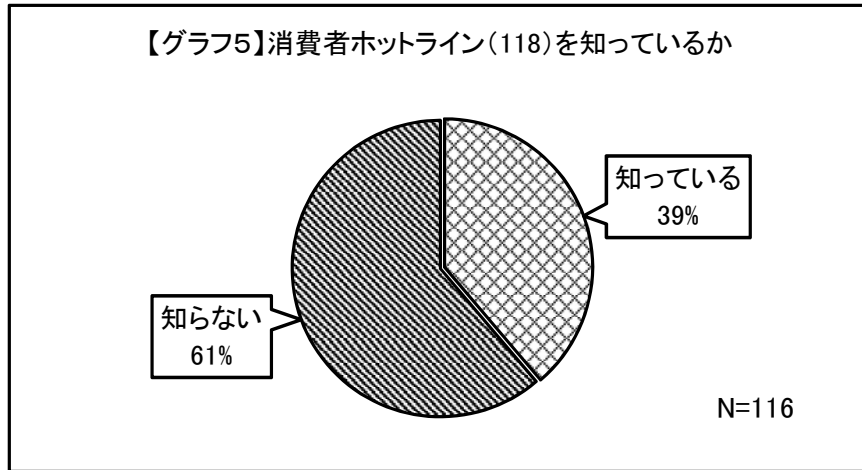
【グラフ4】消費者トラブルにあったことがあるか



男子	アダルトサイト (3) オンラインゲーム (2) 出会い系サイト (1) ネット通販 (2)
女子	化粧品 (2) 健康飲料 (2) エステ (1) オンラインゲーム (2) ネット通販 (5) スマホの契約 (2) ネット回線の接続 (1) メルカリ (1)

【表2】消費者被害に遭った項目

※括弧内は延べ人数。また、二次被害に遭ったことがあると回答した生徒は、男女各1名ずつあり。



5. 授業実践

(1) 目的

本実践は、「3. 目的と方法」で述べた目的を具体化するために行う。消費者被害の原因の根本は、契約にある。悪質商法の対処法を学ぶことが中心となる学習活動では、消費者教育の目的は達成できない。そこで、本校生徒の実態を踏まえ、契約の意義や消費者契約法・特定商取引法などの消費者法を理解し、それらに関する知識を習得し、実際に起こり得る消費者被害について習得した知識を活用して思考・判断し、課題を解決できる能力を身に付けることを本実践の目的とする。それに加え、学んだことを基に、社会に対して消費者被害について自分の考えを発信することができるようにすることも目的とする。

(2) 方法

第2学年・普通科の生徒（文系3クラス・116名）を対象に、「現代社会」の授業において9時間に渡る授業実践を行い、その実践内容に考察を加えることにより目的が達成できたか否かを検証する。

(3) 全体の計画

時限	学習段階	指導内容
1・2	知識の習得	消費者主権、情報の非対称性、消費者問題の歴史、「消費者の四つの権利・八つの権利」、消費者法、消費者行政の仕組みなど、消費に関する問題について教科書を中心に学習する。
3		契約の法的意義や効果、民法の未成年者取消権、クーリング・オフ制度について、教科書を中心に学習する。
4	習得した知識の活用 (主題学習)	1～3時限で学習したことを基に、弁護士と共同して開発した契約に関する問題（全4問）に、個人で取り組む。
5・6		各個人が、前時に取り組んだ問題の解答を基に、グループで問題について話し合いを行う。（1グループ4～5名、1クラス9～10グループ） 次回の授業で各問題に対する答えをグループで、KP法 ¹² により発表

¹² KP法（紙芝居プレゼンテーション法）により発表させた。KP法とは、個人・グループのプレゼンテーシ

		<p>するため、用紙を作成する。</p> <p>※時間の都合上、奇数グループは、奇数番号の問題、偶数グループは、偶数番号の問題の解答を発表する。つまり、1グループ、2題の解答を発表する。</p>
7		<p>前時に作成した用紙を使って、問題に対する答えを各グループが発表する。それに対して、弁護士が問題の正解を発表し、解説を行う。(これを4題分、繰り返す。)</p>
8	<p>知識の習得 (数学科との連携による授業)</p>	<p>公民科の教員である筆者がクレジットカードの仕組み(三者間取引)について説明した後、数学科の教員がリボルビング払いについて例題を生徒に計算させながら解説を行う。</p> <p>リボルビング払いの計算を通じてクレジットカードのメリットとデメリット、利用する際の留意点について考察する。</p>
9	<p>まとめ (学習内容の振り返り)</p>	<p>「リスクな心理傾向チェックシート」¹³により、自分がどの程度、消費者被害に遭う可能性があるのかを知る。</p> <p>新聞社の読者欄に投書することを前提として、学習内容を踏まえ、自分たちの後輩世代に対してメッセージを送るという想定で、「若年消費者が消費者トラブルに巻き込まれないためには、どうしたらよいか」を考え、400字程度で記述する。</p>

(4) 指導上の工夫

「学校における消費者教育の充実に向けて」¹⁴は、学校における消費者教育について、多くの示唆を与える内容となっており、以下の引用部分は、本実践を構想する上で参考とした。

「消費者教育は、消費生活に関する知識を一方向的に与えるだけではなく、その知識を日常生活の中で適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むことを目指して行われるものです。」

「学校教育は、知識を伝達するのみならず、学ぶことと社会のつながりをより意識した教育を行い、子供たちがそうした教育のプロセスを通じて、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を生活に還元し、より良い実践のために生かしていけるような力の育成、つまり、「どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか」を考える力の育成を目指すものです。」

「学校における消費者教育は、知識・技能を身に付け、それらを活用して課題を解決するための実践的な能力を育むといった観点で、各教科等における取組を捉え直したり、教科横断的に身に付けていく力を相互に関連付けたりすることにより、より充実させることができます。」
(下線部は筆者が加筆。)

ア 習得した知識を活用することにより知識の深化・新たな知識の獲得を目指す課題解決学習

ョンのツールである。発表の際、ポイントとなることを用紙に手書きし、発表のタイミングに合わせて作成した用紙を黒板に磁石で貼っていく。用紙の作成は、「用紙1枚に書く文字数は、15～20字程度、一行10文字以内、最大3行が基本で、色を使った文字やイラストを入れて作成する」というKP法の原則に則り、指導した。

¹³ 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書」《概要説明資料》, 消費者庁, 平成30(2018)年8月, p. 9。

¹⁴ 消費者教育推進会議, 平成28(2016)年4月。

従来の公民科の授業は、生徒に対して指導者が知識を一方向的に与える講義形式の授業で終始しがちで、その結果、実社会において活用できるような生きた知識となっていなかったことは否めない。知識は、活用することにより深化し、身に付く。そこで、習得した知識を活用すべく、社会的な課題に取り組むことが必要となってくる¹⁵。

「2. 消費者教育の課題と現状」で指摘したように、「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」の視点からの授業改善の必要性・重要性は、学習指導要領の改訂に向けて出された中央教育審議会の答申¹⁶でも述べられている。しかし、小中学校と比較し、講義形式の授業が中心である高等学校では、「アクティブ・ラーニング」という言葉が先走り、調べる・グループで話し合い、発表する・文章を書く等の活動自体が目的化してしまっている場合が多々ある。「活動あって、学びなし」という状況に陥らないためには、まずは知識の習得が不可欠である。

そこで、本実践では、課題解決学習をより効果的に行うため、教科書と資料集を使い、消費者の権利・消費者問題の歴史・消費者法・消費者行政・契約等について3時間かけて、知識を習得させた。習得した知識を活用し、知識の深化や新たな知識の獲得を目指して行う課題解決学習では、グループワークの問題について、まずは個人で取組ませた。グループによる話し合いの前提として、問題に対して一人ひとりが自分で考えて導き出した意見や答えを持っていないと、活発に議論し、有効な活動とはならない。個人で導き出した答えを基に、グループによる話し合いにより、問題について多面的・多角的に考察させるようにした。

イ 弁護士との連携

消費者に関する問題は変化が早く、授業等で指導する際、専門的な知識を要する場合がある。すべての教員が、消費者に関する問題を専門的に学んでいる訳ではないため、外部講師を積極的に活用することは、教育効果を高める。

「また、外部講師を招くことは、生徒一人一人が、様々な機会・出会いを通じて、「見て」、「聞いて」、「読んで」自ら調べ、「学ぶ」ことで「気付く」こととなります。さらに、その「気付き」を自分自身の消費生活に生かすとともに、生徒自身が「見せて」、「話して」、「書いて」周囲に伝えることにより実践的な「生きる力」を育み、更に消費者教育を広げることにつながります。」（下線部は、筆者が加筆。）

「学校における消費者教育の充実に向けて」（消費者教育推進会議，平成28年）より引用

本実践では、「契約」について学習することを主眼としたため、法律の専門家である弁護士を外部講師として招くこととした。学校において外部講師を招く際、講師を探すことと、その費用負担が最大の課題となる。そこで今回も昨年度と同様に、消費者市民教育の専門家（講師）を無料で派遣する「あいち消費者市民講座」を利用した。学校と外部講師である弁護士を繋ぐコーディネーターとしての役割を県民生活課消費者教育・啓発グループの担当者が担った。そのため、学校現場における外部講師を招くことへの負担はなかった。

外部講師と連携した学習活動を展開する際、留意しなければならないことがある。それは、外部講師は、教育の専門家ではないため、どのような学習活動を行うか、すべてを外部講師に一任するのではなく、日々、生徒と接し、生徒の現状を把握している教員が主体となって外部講師と学習活動の目的を明確化・共有化し、

¹⁵ 新学習指導要領において、新設される公民科の科目として「公共」がある。新学習指導要領解説公民編(文部科学省,平成30(2018)年7月)では、「単に知識を身に付けるのではなく、基礎的・基本的な知識を確実に習得しながら、既得の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容の深い理解と、個別の知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を獲得していくことを示している。」(pp. 30 - 31)との記述がある。

¹⁶ 「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」,中央教育審議会,平成28(2016)年12月

授業を計画しなければ、効果的な指導は行えない。昨年度の実践の反省を踏まえ、本年度、より充実した消費者教育を行うため県民生活課に講師派遣を依頼する際、昨年度と同じ弁護士を派遣してもらうように依頼した。昨年度、本校に派遣された黒柳良子弁護士（愛知県弁護士会所属）と本年度新たに派遣された加藤博子弁護士（愛知県弁護士会所属）とともに昨年度の授業¹⁷を振り返り、本年度の授業を構想した。本年度の授業を構想する上で、担当弁護士と筆者の合意点は以下の2点である。

①結論に至る思考の過程を重視するためにグループワークで扱う問題数を削減

昨年度は、契約に係わる消費者問題は多様であることから、1時間の授業で扱うグループワークの問題数を9題¹⁸とした。しかし、1時間ですべての問題を扱うことができなかつたため、本年度は、問題数を4題¹⁹に減らした。それは、弁護士から、「結論に至る過程が重要であるため、問題を考える時間を十分に確保する必要がある」とのアドバイスがあったためである。本年度は、全員が4題をまずは個人で取り組み、その後、個人で導き出した答えを基にグループワークとして問題について議論し、発表、弁護士が解説をするという授業構成とした。

②問題改訂の工夫

グループワークで生徒が取り組む問題は、昨年度、弁護士と教員が共同して開発した。本年度は、昨年度の問題をベースに、弁護士が一部改訂した。その際、弁護士は、以下の3点を考慮した。

- (1) 弁護士は、定期的に消費生活相談員と事例研究会を行っている。それを踏まえ、問題に登場する商法や商品を現在、流行っているものに変更した。
- (2) 結論に至る過程を重視するため、生徒が取り組む問題に、なぜその結論になったのか理由を述べさせる問いを入れた。その際、理由を考える視点を明記することにより、生徒が考えやすいようにした。
- (3) 将来、生徒はクレジットカードを利用することが予想されるため、昨年度と同様、問題の中にクレジットカードによる支払いの場面を入れ、三者間取引について学習するようにした。

ウ 他教科（数学科）との連携

平成30年に告示された新学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントの充実²⁰が強調されている。これにより、現行の学習指導要領でも他教科との連携による教科横断的な学習の重要性が指摘されているが、そのさらなる充実が求められる。

公民科の授業は、用語の抽象的な説明に陥りがちである。そのため、生徒にとっては学んでいることが具体的にイメージできず、知識の理解や深化を妨げている場合がある。また、数学科の授業では、計算することが中心となり、それが日常生活とどのように関わっているのか、イメージしづらい。その双方を乗り越え、消費者教育を効果的に行うため本実践では、授業の一部を数学科と連携して行った。

今回、カリキュラム・マネジメントの観点に加え、数学科との連携を図った消費者教育を展開した理由は、以下の2点である。

¹⁷ 「消費者教育研究校報告書」（田中 2018）参照。

¹⁸ 昨年度も本年度と同様に、第2学年（普通科・文系）の3クラスを対象に、弁護士を講師に招いた授業を実施した。グループワークで扱う問題数は、2クラスは9題、1クラスは10題の予定としたが、6題しか扱えなかつた。

¹⁹ 【付録1】グループワークの問題、参照。

²⁰ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編，文部科学省，平成30（2018）1月。

「各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の現実に必要な教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づく組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。」（下線部は、筆者が加筆。）

①本校生徒の実態に応じた「社会への扉」²¹の効果的な活用

今後、さらなるキャッシュレス化が進行し、将来、生徒はクレジットカードを利用する機会が増加すると考えられる。そこで、クレジットカードを適切に利用するために、高校生の段階でその仕組みやメリット・デメリットを理解しておく必要がある。いくつかある支払い方法の違いを理解し、カードの使い過ぎによる多重債務に陥る危険性を知っておかなければならない。そこで、本実践では、クレジットカードについて、グループワークの問題で扱うだけでなく、1時間使いクレジットカードに関する授業を行った。その際、本校数学科・高見悠哉教諭と共同して授業を行った。

「社会への扉」では、クレジットカードについて学ぶ頁²²がある。例えば、導入として1, 2頁にクイズ形式の問題が掲載されている。Q8の問題²³を本校生徒に解答させると、計算方法が分からず、何となくの勘で、適当に解答となる選択肢の番号を選択する生徒が大半である。また、本校生徒にとって、掲載されている解説は難しく、それを自分で読んで理解することが困難である。本校生徒の実態を踏まえ、弁護士が問題解説の中で、「社会への扉」を使い、クレジットカードの仕組みについて説明しているが、公民科教員である筆者が、「社会への扉」と資料集を使い、再度、クレジットカードの仕組みとそれに加え、支払い方法の種類・手数料について説明した。それを踏まえ、特に多重債務の危険性が高いリボルビング払いについての例題²⁴を数学科の高見教諭が解説しながら生徒に実際に電卓を使い計算させた。その計算を通じて、クレジットカードのメリット・デメリット、使用する際の留意点について考察させた。

②教員の消費者教育への関心を高める

高等学校において、消費者教育を担う中心的な科目は、公民科と家庭科である。しかし、主権者教育と同様に、消費者教育も学校の教育活動全体で取り組む必要がある。つまり、すべての教員が消費者教育について興味・関心を持ち、何らかの形で携わることで、より一層推進される。本実践では、公民科において行っている消費者教育の一部を数学科に担ってもらうことにより、教員の消費者教育への関心を高めることを試みた。

エ 消費者教育の継続性を確保するための手法の追究

本校は、平成29年度と平成30年度「消費者教育研究校（高等学校・公民科）」に指定された。本年度で、その指定が終了するため、引き続き次年度以降も消費者教育を発展的に継続させていくためには、どのようなしたらよいか、その手法を探った。

消費者教育の現状と課題でも指摘したように、消費者教育を担当する教員の負担感（授業時数の確保、どのような取り組みをするのか、外部講師の確保とその費用負担、さらには連携方法、適切な教材探しなど）は大きく、消費者教育には専門的な知識や最新の情報が必要となる場合がある。

²¹ 消費者庁作成, 平成29(2017)年3月発行・同年12月改定。

²² 「社会への扉」, pp. 7 - 8。

²³ 「社会への扉」, p. 1。

「Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利(金利)17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は? ①約23万円 ②約26万円 ③約29万円」解答, 解説は, p. 8に掲載されている。

²⁴ リボルビング払いには、①元利定額方式(例として、毎月1万円返済というように、返済期間中、毎月の返済額が変わらない)と②元金定額方式(この返済方法は、支払残高に対して手数料が加算される。例として毎月1万円に加え、手数料を加えた額を返済していき、返済期間が進むにつれ、毎月の返済額が減っていく。)等がある。今回の授業は、計算すること自体が目的ではないため、計算が単純な元金定額方式で、2題計算させた。同額(10万円)を毎月支払う金額(①月々1万円, ②月々5,000円、ともに金利手数料は実質年利15%)を変え、その返済回数を比較することで、リボ払いの特徴を把握しやすいようにした。

※数学Bで学習した数列を使い計算する方法を用いることが望ましい。しかし、本校生徒の実態を踏まえ、数列を使った計算方法を紹介するに止め、返済残金に対する手数料がゼロになるまで掛け算を繰り返す計算をさせるという指導方法にした。

授業担当者が代わっても、引き続き消費者教育が行われていくためには、担当教員の負担感を軽減し、どの教員でも消費者教育を行える環境を整える必要がある。そこで、昨年度に引き続き本年度も、「あいち消費者市民講座」（講師派遣）を利用したり、昨年度と同じ弁護士と共同で授業を開発した。また、消費者庁作成教材の「社会への扉」、「リスクな心理傾向チェックシート」を授業で活用した。

(6) 考察

ア 各問題の正答率

グループワークで取組んだ全4問について、個人で考えて導き出した解答の正答率とグループによる話し合いにより導き出した解答の正答率についてクロス集計【表3～8】を行った。

問題1の質問1は、比較的問題の難易度が低かったため、個人でもグループでも正答率は、高かった。個人で不正解であっても、グループでの話し合いにより正解に至った生徒もいた。質問1で契約が成立していると理解できている生徒の中には、質問2で代金の支払い義務の有無を正しく判断できていない生徒がいた。それは、授業で学んだ民法に規定されている未成年者取消権により、契約を取消することができると考えたためである。生徒にとっては、難易度がやや高い問題であった。

問題2の質問1、質問2は、支払いの有無を考えさせる問題である。その前提として契約が成立しているか否か、判断しなければならない。質問1は、問題の難易度が低かったためか、個人でもグループでも正答率は高かった。質問2では、個人で考えた際、「支払わなければならない」と正答に至った理由を見ると、小さい文字であっても画面上に定期購入であることが記載されており、それを最後まで読まずに契約した本人に過失があるという記述が大半であった。しかし、不正解であった生徒の記述を見ると、事業者が消費者にとって、不利益となる事実を故意に告げなかったこと（何度も画面をスクロールした一番下のところに小さい字で定期購入であることが記載されていたこと）により、消費者が契約内容を誤認したため支払わなくてもよいと理由付けられていた。それは、この事例が、教科書で契約の取消しについて学習した時、消費者契約法第4条第2項「不利益事実の不告知（消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより、消費者が誤認して行った契約）」に該当すると判断したためである。法律の内容を学習していても、実際の事例で考えた場合、誤ることがある。

問題3の質問2は、クレジットカードの支払いに関する問いである。クレジットカードの仕組み（三者間取引）について、問題に取組む前の授業では、説明をしていない。しかし、個人で問題について取組み正解を導き出すことができた生徒は、まず消費者契約法や特定商取引法により契約が有効か、契約が有効ならば、その契約を取消することができるか否か、とまずは事業者（エステ店）と消費者の間の契約を考え、次にクレジットカードによる代金支払いに関するカード会社と消費者間の契約について考え正解を導き出すことができていた。不正解であった生徒は、例えば、消費者がエステ店に騙されて契約を結んでしまったが、その契約にクレジットカード会社は、直接係わっていないため、消費者はカード会社に代金を支払わなければならないと理由付けていた。

問題4は、正答率が最も低く、難易度が高い問題であった。授業で主な悪質商法について説明をしているが、この事例が、デパート商法であり、公序良俗に反しているため契約は無効で、被害者は事業者に対して代金の返金を請求できると答えを導き出すことができた生徒はいなかった。また、クーリング・オフについても授業で、訪問販売であれば、その期間が8日以内であり、期間の開始は契約書や申込書を受取ってからということを説明した。だが、この事例が訪問販売に該当することや、クーリング・オフの開始が契約書等を受取った時点から開始することを理解できていた生徒は少数であった。

個人で考えて不正解であっても、グループで話し合うことにより正解に至る場合がある。特にそれは、法律の規定（条文）が事例にそのまま該当するのか、または、消費者の契約行為（自分の意思で契約を行った）をどのように判断するのか迷うような難易度が比較的高い問題（問題1の質問2、問題2の質問3、問題4の質問1）で、その傾向が見られる。特に問題1の質問2と問題4の質問1では、その傾向が顕著であった。

このことから、グループでの話し合いは、ある一定の効果が認められる。また、なぜその答えになったのかという理由の記述内容から、個人で問題を考えた時には、一面的にしか物事を考えられなかったことでも、グループで話し合い、他者の考えに触れることにより、多面的・多角的に問題を考察することができるようになる生徒もいた。それは、グループ内で結論が分かれた時や同じ結論でも、その理由が他者と異なった時である。教科書や資料集、授業プリントを見返し、習得した知識を基に自分の考えと他者の考えを比較して、自分の考えを再考し、議論を深めていった。

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	91%	0%
個人で不正解	7%	3%

【表 3】問題 1 (Q 1) の正答率 N=116

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	63%	6%
個人で不正解	15%	16%

【表 4】問題 1 (Q 2) の正答率 N=116

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	96%	1%
個人で不正解	3%	0%

【表 5】問題 2 (Q 1) の正答率 N=116

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	66%	9%
個人で不正解	10%	15%

【表 6】問題 2 (Q 3) の正答率 N=116

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	79%	5%
個人で不正解	11%	5%

【表 7】問題 3 (Q 2) の正答率 N=116

	グループで正解	グループで不正解
個人で正解	22%	12%
個人で不正解	17%	49%

【表 8】問題 4 (Q 1) の正答率 N=116

イ 弁護士の解説の有効性

グループで発表した時の問題の正答率は、以下の【表 9】の通りである。

	問題1		問題2		問題3	問題4
	Q1	Q2	Q1	Q3	Q2	Q1
正解	100%	73%	100%	69%	87%	38%
不正解	0%	23%	0%	31%	13%	62%

【表 9】グループで発表した時の各問題の正答率

※問題 1・3 は N=115、問題 2・4 は N=113。

問題 1 のように、質問 1 では、発表したすべてのグループが正解であったが、質問 2 では答えが割れた。その他、問題 4 でも答えが割れた。また、問題 3 のように、正答率は高いが、その理由がグループにより異なることもあった。

このように、答えが割れた問題や同じ結論でもその理由の説明がグループにより異なった場合、特に弁護士による専門的な立場からの解説は、契約等に対する理解を深め、習得した知識が相互に結び付き新たな知識の獲得へと繋がり、非常に有効に作用した。

ウ 心理テストの結果

授業の前では、消費者に関する問題は自分には関係のない他人事と捉えている生徒が大半であった。しかし、授業が進むにつれ、そのような考えに変化が見られた²⁵。

本実践のまとめとなる第 9 時限で、【表 10】のチェックシートを生徒にチェックさせた (チェック項目は、全 15 項目、75 点満点)。本校生徒の平均点は、38.8 点であった。そして、【グラフ 6】をプロジェクターで映し、消費者被害に遭うリスクについて説明をした。生徒は、自分の得点から、どの程度、消費者被害に遭うリスクがあるか興味・関心を持っている様子が伺えた。得点が低い生徒程、自分は消費者被害に遭うリス

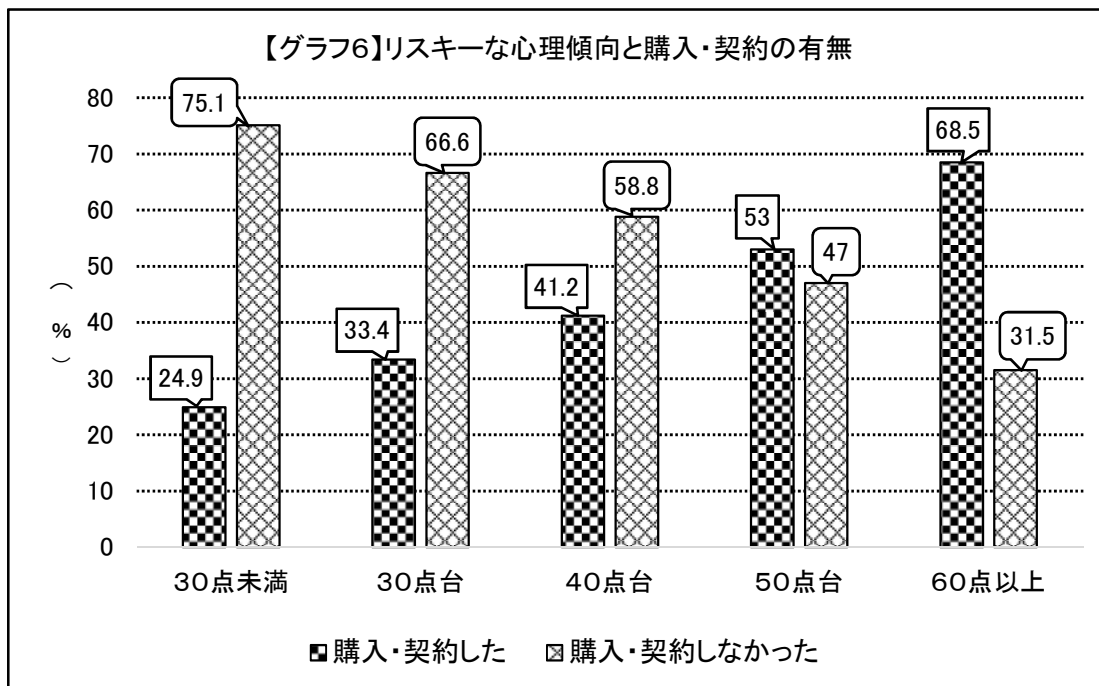
²⁵ 【付録 2】生徒の感想,参照。

クが低いと思っている生徒が多いが、グラフの説明をする際、得点が低いからと言って、消費者被害に遭うリスクが低い訳ではなく、どの得点台でも「購入した・契約した人」がおり、絶対に自分は大丈夫であるという過信は禁物であることや得点が高かった者は、消費者被害に遭うリスクが高いことを自覚する必要があることを強調した。

チェック項目	当てはまり度合い				
	1	2	3	4	5
拝まれるようお願いされると弱い	1	2	3	4	5
おだてに乗りやすい	1	2	3	4	5
自信たっぷりと言われると納得してしまう	1	2	3	4	5
見かけの良い人だとい信じてしまう	1	2	3	4	5
素敵な異性からの誘いだと思えない	1	2	3	4	5
マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる	1	2	3	4	5
好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしま	1	2	3	4	5
新しいダイエット法や美容法にすぐにとびつく	1	2	3	4	5
専門家や肩書きがすごい人に意見には従ってしまう	1	2	3	4	5
無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい	1	2	3	4	5
資格や能力アップにはお金を惜しまない	1	2	3	4	5
良いと思った募金にすぐに応じている	1	2	3	4	5
欲しいものは多少のリスクがあっても手に入れる	1	2	3	4	5
どんな相手からの電話も最後まで聞く	1	2	3	4	5
試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある	1	2	3	4	5

【表 10】 リスキーな心理傾向チェックシート

※出典：「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会 報告書」《概要説明資料》, 消費者庁



※出典：「Attention 特集 チェックシートを活用してみよう」²⁶より一部抜粋・改変

²⁶ 消費者庁, 2018年8月, p. 4。

エ 評価

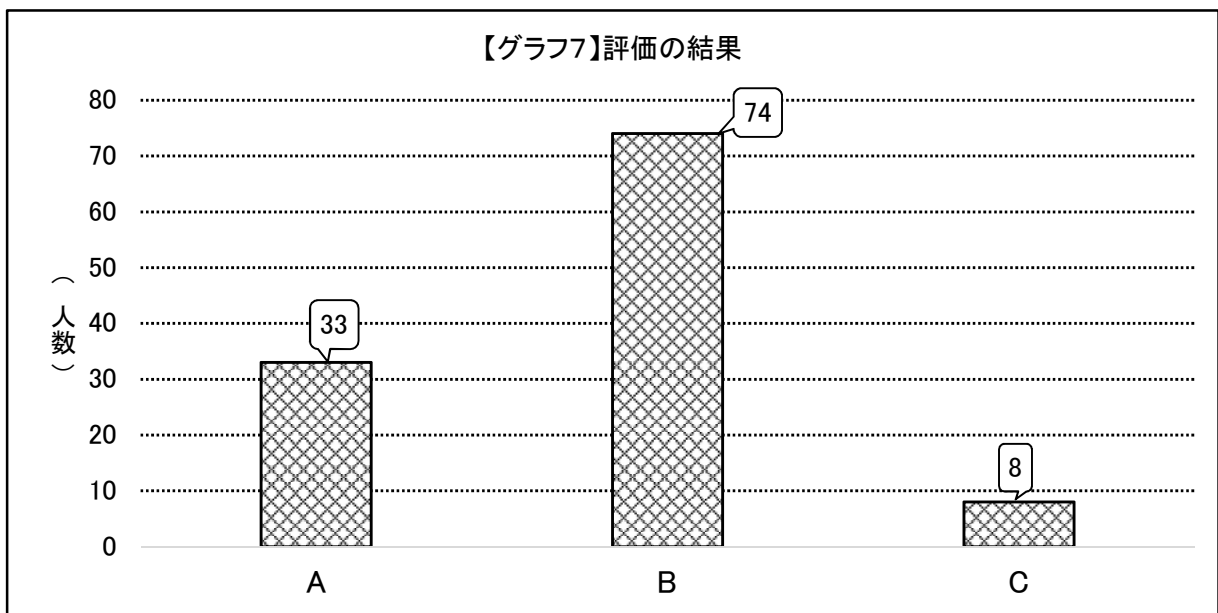
本実践のまとめとして、学習内容を踏まえ、自分たちの後輩世代に対するメッセージを送るという想定で、「若年消費者が消費者トラブルに巻き込まれないためには、どうしたらよいか」を考え、400字程度で記述するという課題を生徒に課した。これは、本実践で学んだことを文章で表現することにより生徒自身が振り返るとともに、自分の考えを社会に向けて発信することをねらいとした。

生徒が書いた文章²⁷を、あらかじめ作成した評価規準【表11】により評価した。

B（おおむね満足できる状況）と評価される、より具体的な記例
消費者に関する問題について学んだことを基に、契約や消費者トラブルなどの具体例を挙げ、それに対する自分の考えを400字程度で述べるができる。
A（十分満足できる状況）と評価される、より具体的な記例
消費者に関する問題について学んだことを基に、契約や消費者トラブルなどの具体例を挙げ、それに対する自分の考えを根拠を示し、論理的に400字程度で述べるができる。
C（努力を要する状況）と評価される例と教師の指導
消費者に関する問題について学んだことを基に、契約や消費者トラブルなどの具体例を挙げるのみで、自分の考えを述べるができない。 → 消費者に関する問題について学んだことを生徒と振り返り、教科書や資料集、授業で使用した教材の中から自分が興味を持った具体例を探るようにさせる。

【表11】 評価規準

評価の結果は、以下の【グラフ7】の通りである。



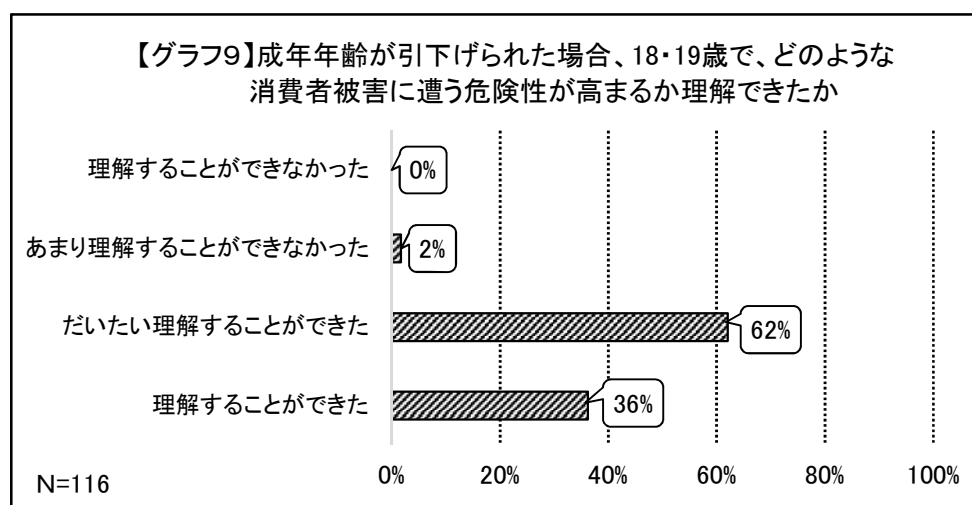
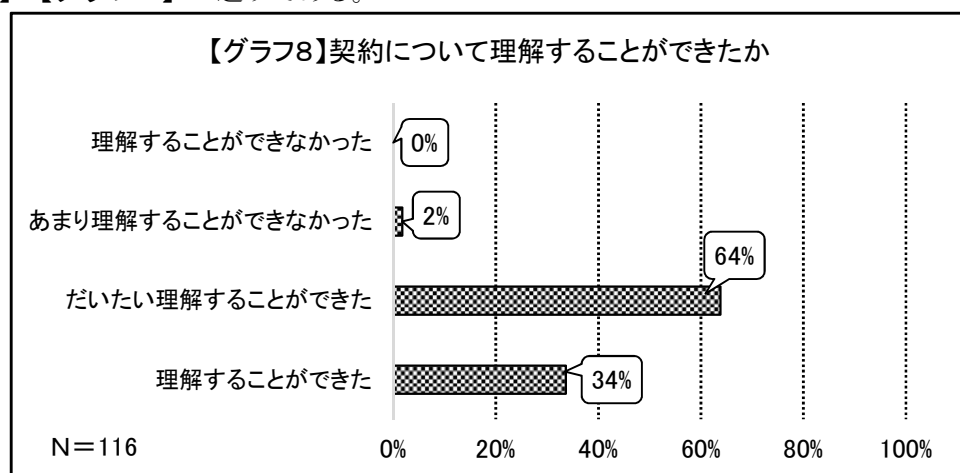
約90%の生徒が、評価規準のAまたはBに達した。しかし、Cと評価した生徒は、課されたテーマの趣旨を読み取れずテーマから外れた記述、授業の感想となっていたり、具体例を挙げられてもそれに対する自分の考えを述べていかなかったりした。

オ 事後アンケートの結果

本実践の目的を達成できたか否かを検証するため、事後アンケートを実施した。アンケートの結果は、【グラ

²⁷ 【付録3】 生徒の記述、参照。

【グラフ8】・【グラフ9】の通りである。



授業実施前では、約束と契約の相違点を理解できていない生徒が大半であった。また、契約の定義を理解しているものの、その具体的な内容まで理解できている生徒は、極少数であった。しかし、本実践を通じて、98%の生徒が契約について理解することができた。そして、成年年齢引下げにより、若年消費者が消費者被害に遭う危険性が高まることを98%の生徒が理解し、これを踏まえて自分の考えを述べることができた。

6. おわりに

(1) 成果

本実践は、消費生活に関する基本的な知識・技能を習得し、これを活用して、将来を見通した合理的な意思決定を行い、消費者被害等を回避し、必要に応じて他者と協力しながら問題解決ができる能力を育むことを目的として、第2学年3クラス（116名）を対象に9時間に渡る授業実践を行った。

実際の授業では、成年年齢が引下げられた場合、消費者被害が18・19歳にも拡大することが懸念されていることを知らせ、消費者被害の原因となる契約を中心とした授業構成とした。本校生徒の実態を踏まえ、契約の意義や消費者契約法・特定商取引法などの消費者法を理解し、それらの知識を習得し、実際に起こり得る消費者被害について習得した知識を活用して思考・判断し、課題を解決できる能力を身に付けることに加え、学んだことを基に、社会に対して消費者被害について自分の考えを発信することができるようにすることを目的とした。指導上の工夫として、①知識を習得し、その知識を活用させるグループワークを行い、学習内容を振り返るといった授業構成にすることにより知識の深化・新たな知識の獲得を目指した、②消費者教育の効果を高めるために外部講師（弁護士）や他教科（数学科）との連携を図った、③消費者教育の現状と課題を踏まえ、消費者教育を継続させるための手法を追究するために、教科書と資料集以外の教材を積極的に活用した。

学習内容の振り返りとして生徒が書いた文章の評価結果や事後アンケートの結果、授業に対する生徒の感想から、本実践の目的を概ね達成できたと判断する。また、外部講師や消費者庁作成の教材を積極的に活用することにより、負担を感じることなく実践が行えたことから、消費者教育を継続させるための手法を追究することができた。

(2) 課題

今回、公民科と家庭科において消費者教育を行っている時期が重なった。互いの教科における消費者教育の目的を踏まえた上で、消費者法や悪質商法、エシカル消費、SDGsなど重複する学習内容を教科間で調整を図ったり、同じ学習内容でもそれぞれの教科の特徴を生かした視点からの授業展開を行ったりすると、より深い学びへと繋がる。家庭科との連携による消費者教育の実践は、今後の課題としたい。

【付録 1】 グループワークの問題

【問題 1】

祐二（17歳・男子高校生）は、業者BeNAが運営するスマホのオンラインゲームに熱中していた。オンラインゲームの基本プレイ料金は無料であったが、ゲームを有利に進めるためのアイテム取得には課金されるシステムとなっていた。

祐二は、ゲームを有利に進めるため「アイテムを購入する」という表示をクリックしたところ、「未成年者は購入することができません。年齢確認のため、生年月日を入力してください。」という表示が表れた。祐二は未成年者であったが、アイテムを購入するため、嘘の生年月日を入力し、成人であると偽った上、親に内緒でアイテムを次々と購入していった。

数日後、祐二の自宅に、業者BeNAから高額なスマホの利用請求書（15万円）が届いた。それに驚いた祐二の母親は、祐二にその理由を尋ねると、祐二はオンラインゲームでアイテムを購入したことを正直に話した。

Q 1 祐二と業者BeNAとの間で契約は成立しているのか。 → 契約は、()。

Q 2 祐二は、15万円の代金を支払わなければならないのか。

Q 3 Q 2で「支払わなくてはならない」または「支払わなくてよい」と回答した理由を述べなさい。

☆理由を考える視点

- ①祐二が未成年者であること
- ②確認画面に「未成年者は購入することができません」と表示されていたこと
- ③祐二が自ら嘘の生年月日を入力したこと

《正解と解説》

Q 1 正解：はい（契約は成立している。）

売買契約は、売主の「売ります」という意思表示に対し、買主が「買います」と意思表示をすることによって成立し、契約の成立に売買契約書は必ずしも必要ない。本件では、アイテム購入画面を表示することによって業者BeNAの「売ります」という意思表示があり、これに対して、祐二が「アイテムを購入する」をクリックしたことにより「買います」という意思表示をしたといえるから、売買契約が成立する。

Q 2・Q 3 正解：はい（支払わなければならない可能性が高い。）

親権者の同意のない未成年者（祐二）の法律行為は、取り消すことができる（民法5条2項）。

もっとも、未成年者が成人であると信じさせるために「詐術」(＝他人を欺くに足る行為)を用いたときは、契約を取り消すことができない(民法21条)。本件では、業者B e N Aが「未成年者は購入することができません」として未成年者の購入を断っているにも関わらず、Aは嘘の生年月日を入力していることを踏まえると、「他人を欺くに足る行為」があったと評価される可能性が高く、契約は取り消すことができない可能性が高い。

【問題2】

真奈美(20歳・大学生・女性)は、インターネット通販でバストアップサプリメントの広告を見つけた。その広告によると、「飲むだけで胸が大きくなるミルミル成分配合!」、「1ヶ月でAカップからDカップに!」、「メリハリボディが手に入る!」ということで興味を持った。

広告を読み進めていくと、「通常では1箱2万円だが、今回限り2,980円で購入できる」とあり、真奈美は、お得に感じて今年の正月にもらったお年玉から2,980円を支払ってそのサプリメントを購入した。

数日後、真奈美の元に商品が届き、そのサプリメントを毎日飲んでいった。しかし、思ったような効果が得られず悶々としていたところ、もう一箱、そのサプリメントが宅急便で真奈美の自宅に届き、通常の代金2万円を請求された。

真奈美が驚いて業者に電話したところ、その商品が1年間毎月一箱を購入し続けるという契約(定期購入)であることと、2回目からの値段が2万円であることをはじめて教えられ、2箱目以降も代金を支払うように言われた。

Q1 真奈美は、2箱目以降の代金を支払わなければならないのか。

Q2 Q1で「支払わなくてはならない」または「支払わなくてよい」と回答した理由を述べなさい。

☆理由を考える視点

- ① 1箱目を通常価格よりも安い値段で購入することができたこと
- ② 1箱目を購入する時点で、定期購入であることは知らされていなかったこと
- ③ サプリメントを飲んでも思ったような効果が得られなかったこと

Q3 問題文の場合とは異なり、インターネット通販サイトをよく見てみると、「本商品は定期購入であり、毎月自動的に商品を発送します。最低1年間の継続をお願いします」と書いてあった場合、真奈美は代金を支払わなければならないのか。

真奈美は代金を()。

→その理由:()

《正解と解説》

Q1・Q2 正解:いいえ。(支払わなくてもよい。)

定期購入とは、ある商品を、一定の間隔で続けて買うことを指す。一定数の商品をまとめて注文することにより、1個ずつ買うよりも割引を受けられる場合がよく見られる。

定期購入契約が成立するには、売主と買主がお互いに定期購入であることに合意していなければならない。したがって、インターネット広告や契約画面で、2箱目以降を購入しなければならないことが掲載されていなかった本件においては、買主(真奈美)が定期購入であることに合意したとはいえ、定期購入契約は成立しない。

※ また、バストアップサプリメントに含まれている特定の成分が副作用(月経不順、不正出血等)を発生させるという国民消費生活センターの報告があり、厚生労働省による注意喚起・指導も行われている。商品の安全性を確認し、安易に摂取しないように注意が必要。

Q3 正解：はい。(支払わなければならない。)

最近のインターネット広告には、定期購入であることが掲載されていても、極端に小さい字になっていたり、スクロールしないと見えないようになっていたりする場合があります。このようなケースだと、「定期購入であるとは知らなかった」と言って支払を拒むことは難しい。「初回半額」などと言った商品を購入する際には注意が必要。

【問題3】

千夏(20歳・社会人)は、ある日、友人とランチをした帰り道に一人で栄を歩いていると、道端でチラシを配っていたエステティシャンである桂里奈から「今、無料のエステ体験をしているから試してみませんか」と声をかけられた。千夏はその後、特に予定もなかったのに、無料ならいいかと思って桂里奈の誘いに応じ、店に行って無料エステを体験した。

エステが終わると、桂里奈が「当店のエステは、世界で3台しかない最新の機械を使用したものとなっています。日本でこの機械をご利用になれるのは当店だけです」、「確実に効果が得られます」などと言って、エステのコースを勧めてきた。千夏は断り切れず、30万円の全身エステ10回コースの契約書にサインをした。契約書は、代金30万円について、メゾン社のクレジットの30回払いを利用するという内容だった。

しかし、後日、千夏が別のエステ店を訪れたところ、桂里奈の店と全く同じエステの機械が置いてあるのを発見し、しかもそれが最新ではなくて旧式であることを聞かされ、千夏は、桂里奈の店のエステに30万円ものお金を払いたくない気持ちになった。

Q1 千夏は、桂里奈の店やメゾン社との間で、それぞれどのような内容の契約をしているか。

- (1) 桂里奈の店との契約内容
- (2) メゾン社との契約内容

Q2 千夏は、メゾン社からクレジットの請求書が届いたら支払わなければならないのか。

Q3 Q2で「支払わなくてはならない」または「支払わなくてよい」と回答した理由を述べなさい。

☆理由を考える視点

- ①桂里奈は、「最新の機械」、「当店だけ」と言ったのに、実際にはそうではなかったこと
- ②桂里奈が「確実に効果が得られます」と言っていたこと
- ③メゾン社は、桂里奈がどのような説明をして千夏を勧誘したかについて何も知らないこと

《正解と解説》

Q1 正解：以下の解説のとおり。

まず、千夏と桂里奈の店の間では、エステ契約(桂里奈の店が千夏にエステのサービスを提供し、これに対して千夏が対価を支払う、という内容の契約)が結ばれている。

そして、千夏と桂里奈の店とメゾン社の3者の間では、代金の支払いについて、クレジット契約が結ばれている。

簡単に説明すると、

- ・メゾン社は、千夏のために、桂里奈の店に対して代金30万円を一括して立替払いする、
 - ・千夏は、メゾン社に対して毎月一定額を30か月間返済していく、
 - ・桂里奈の店は、メゾン社に立替払いをしてもらう代わりに、メゾン社に手数料を支払う、
- という関係になる。

Q2・Q3 正解：いいえ。(支払わなくてもよい。)

商品やサービスの内容など、重要な事項について事実と異なることを告げて契約を締結させた場合には、その契約は取り消すことができる(消費者契約法4条1項1号)。

また、契約期間が1か月を超え、かつ、契約金額が5万円を超えるエステ契約の場合には、特定商取引法の「特定継続的役務提供契約」に該当するため、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが可能(特定商取引法41条、48条)。

さらに、クーリング・オフ期間を経過していた場合でも、中途解約をすることが可能(特定商取引法49条)。

そのうえで、以上のようなエステ契約の取消や解約をしたことを理由に、クレジット会社に対しても支払を拒否することができるかが問題になる。これについては、2か月以上の後払いをする分割払いのクレジット契約については、もとの売買契約に生じた無効や取消等の事由を、クレジット会社にも主張することができる(割賦販売法35条の3の19)。したがって、クレジット会社であるメゾン社から支払請求を受けても千夏は、それを拒否することができる。

[問題4]

静江(20歳・学生・女性)は、今まで一度も異性と付き合ったことがなかった。ある日、静江が少し前にSNSで知り合い親しくなった男性、賢人に「会いたい」と言われてデートすることになった。賢人が指定したカフェで会い、おしゃべりをしていると、静江は賢人と話をしていると楽しいと感じるようになった。

しばらくすると、賢人が「実は最先端の仮想通貨取引で稼いでいる」、「君は特別だから、やり方を教えてあげる」と言い出した。聞いてみると、賢人が働いているタナカ通貨が開発したソフトを使って仮想通貨の取引をすれば、あっという間に何百万円もの大金が稼げる、という話だった。タナカ通貨のサイトを見せてもらうと、確かに「1ヵ月で200万円稼ぎました!」というような体験談が動画で紹介されていた。そして、本当は代金100万円のところ、3日以内先着3名まで50万円でそのソフトが購入できるということだった。静江は、賢人から「めったにないキャンペーン期間中だから紹介しようと思った」、「二人でたくさん稼いだら結婚資金にもなるね」と言われ嬉しくなり、賢人が差し出した契約書にサインをして渡したうえ、すぐに賢人と一緒に銀行に行き、50万円を下ろして賢人に渡した。

賢人は、「これからも会ってほしい」と言っていたが契約をしてから8日が過ぎると、LINEをブロックするようになり、ついには賢人ともタナカ通貨とも連絡がとれなくなってしまった。

また、まもなくタナカ通貨からソフトが送られてきたが、よくわからない内容で、静江は、仮想通貨の取引をすることすらできなかつた。※静江は、タナカ通貨からまだ契約書を受取っていない。

Q1 静江は、タナカ通貨に対して代金の返金を請求することができるのか。

Q2 Q1で「請求することができる」または「請求することができない」と回答した理由を述べなさい。

☆理由を考える視点

- ①静江は自分の判断で契約書にサインをしたこと
- ②賢人は静江の恋愛感情を利用して契約書にサインするように仕向けていること
- ③契約書にサインしてから8日が過ぎてしまっていること
- ④ソフトを使っても宣伝文句のように稼げなかったこと

Q3 タナカ通貨が「本当は代金100万円のところ、3日以内先着3名まで50万円でそのソフトが購入できる」と宣伝しているのは何のためか。

《正解と解説》

Q1・Q2 はい。(請求することができる。)

恋愛感情を利用し、言葉巧みに商品やサービスを売りつける商法を「デート商法」と言い、それ自体、公序良俗(=法律行為が社会の一般秩序または社会の一般的道徳観念に適合していなければならないこと)に違反するものとして、契約が無効とされる場合がある(民法90条)。

さらに、訪問販売により契約を締結させられた場合、法定書面(契約書等、法律が定めた一定の必要事項が記載された書面)を受領してから8日が経過するまでは、クーリング・オフ解除が可能(特定商取引法9条)。本件では、賢人は、静江の自宅を訪問したわけではないが、喫茶店など、業者の店舗や事務所以外の場所で契約した場合でも「訪問販売」に該当し、クーリング・オフ解除ができる。そして、契約から8日を経過してしまっているが、静江は、契約書等を受領していないので、クーリング・オフ解除することができる。

※ただし、法的な根拠に基づいて返金を請求することができるということと、実際にお金を取り返すことができるということは別問題である。本件では、賢人やタナカ通貨の連絡先もわからないため、お金は取り返せない可能性が高い。

Q3

詐欺的な商法では、「今だけ」などのように、契約をするかどうかの時間を短くすることで消費者を焦らせ正常な判断ができない状況に追い込むことが多い。

【付録2】生徒の感想

この授業を通して、契約に関わる問題が多いことが分かりました。その問題の中には、自分もひっかかりそうなものがあったり、実際に目にしたものがありました。

この授業をする前、架空請求にひっかかり、誰にも相談できず、素直に指示に従っていました。しかし、消費生活センターや「188」のように相談できる場所があることを知り、もし困ったことがあった時は、相談してみようと思います。

これから大人になり、自分で契約をすることが多くなるので、消費者トラブルに巻き込まれないように契約に関する知識をしっかり身に付けたいと思いました。【男子】

具体的な事例を個人で考えた上で、グループで話をすることができたため、より理解が深まるという感覚がありました。特に僕は、個人の考えがこうだと思っても、グループで話し合ったときに、僕だけ答えが違ったことがあり、そこを追究してみんなで話し合えたことが、一番よかったと思います。自分やグループでしっかり考えた上で、弁護士の先生方の解説を聞き、どこまでが自分やグループの考え方と一緒なのか、また、知らないことを聞いた時は理解しようと頭が働きました。発表でを使用した各グループの問題の答えやその理由が書かれた紙を見て、さらに理解が深まり、新しい知識として覚えていきました。3年後には成人となりますが、まだ未熟なところばかりだと感じました。【男子】

今まで契約に関することで自分自身にトラブルが起きていなかったもので、授業の前までは分からないことや今まで関心を持っていないことがたくさんありました。しかし、今では、消費者として知っておかないといけないことがたくさんあることに気づき、契約についてもっと深く学びたいと思います。特に弁護士の先生に来ていただいた授業は、弁護士目線からの詳しく分かりやすい説明を聞くことができ、契約に関する理解が深まった。

今回、とても内容の濃い授業を受けられて、学んだことをこれからの生活に生かしていきたいです。【女子】

答えは一つに決まっていますが、その問題に対しての見方や考え方がそれぞれ違うことがグループワークを通じて分かりました。同じ答えでも考え方やどのような理由でその結論に至ったのかが異なったり、逆に反対の意見では、どういう考えでその結論に至ったのか、自分とは違う意見を聞くのが面白かったです。特に発表の時に、一つのグループだけ意見が違った時、話を聞いて「なるほど」と思わせることが多くて意見を聞いていて楽しかったです。しかし、間違った知識では、正しい判断ができないので、正しい知識を身に付けることが大切なことが分かりました。【女子】

今回の授業で、自分がどのような消費者になるべきなのか学ぶことができました。私は、ネットで買い物をすることがありますが、その時、多くの活字に目を通すことが面倒でいつも何も考えることなく同意のボタンを押してしまっていました。

今は、未成年者取消権がありますが、成年となりそれがなくなった場合、自分が今までしてきたことは、本当に危険な行為となることを認識できました。このことを機に、契約に同意する時は、きちんと契約内容を確認しようという意識が芽生えました。少しの気の緩みが、自分の人生の転機になってしまうことがあるかもしれないので、これからは何事も忘れずに確認したいと思います。【女子】

今回の契約についての授業を通して、消費者トラブルに自分も十分に巻き込まれる可能性があり、多額の損害を受けるかもしれないと改めて感じました。

日常の消費者契約についてグループで考え、弁護士の先生方に解説してもらった授業では、自分たちの結論は勿論のこと、考える視点や知識等の違いから、話を聞いて「なるほど」と思うことがいくつもありました。そこで納得がいくものもあれば、自分たちは被害者目線という一点だけから見ている面もあり、正直、納得いかない点もありました。ですが、納得のいかない結論があったからこそ、自分も気を付けなければならないと意識を高められたので良かったです。【女子】

消費者トラブルは、自分の身の周りでも時々、聞く言葉でしたが、今までは気に留めることもなく、そのトラブルがどのようなものかを知ろうとしませんでした。しかし、この授業をきっかけに、少し気になり始めました。

自分では契約が成立すると思っていても、実は成立していなかったり、グループで話し合うことにより視点を改めて考えることができました。弁護士の先生方が分かりやすく説明してくれたので、契約に関する知識を得ることができました。自分も被害者になる場合があるという意識が高まり、消費者問題について自分で調べてみたいです。【女子】

弁護士の先生方から話を聞く前に考えたプリントで、その状況によって得られる結果が違うということを教科書や資料集を使って自分で調べることによって知識を深めることができ、ある程度の内容は把握することができました。そこにプラスαで弁護士の先生方が、詳しい解説をしていただいたことで、理解を深めることができてよかったです。

成人直後の若者がターゲットにされる確立が高いことや、その若者がどのような内容でトラブルに巻き込まれるのかを知り、危険は身近にあると感じました。【男子】

消費者関係の授業は、中学校の時にも少しだけやったことがあります。今回、初めて授業で詳しいところまで学び、消費者を守るために様々な法律があることを知りました。

グループワークで取組んだ問題は、答えを出すのにとっても苦労しました。各問題では、消費者を守る法律が複雑に合わさっていて、どの法律が有効なのか、どの法律が優先されるのかなどを考えるのがとても大変でした。これからまた、様々な技術やシステムが開発されて消費者トラブルが増えてくるとは思いますが、法律が

あるからといって安心するのではなく、きちんと自分たちで新しいトラブルに巻き込まれないように注意しなくてはならないと思います。【男子】

今回の授業を通じて、消費に関するトラブルが他人事ではなくなるのだと改めて理解することができました。特に、オンラインゲームに関するトラブルなどは、自分も同じようなトラブルに巻き込まれるかもしれないので、注意しようと思いました。グループワークで取組んだ問題では、人によって考え方が違っていたので、弁護士の先生方の詳しい解説を聞くことができてよかったです。弁護士の先生の話の中で、「消費者自身でよく考えて契約することが大切」と何度かおっしゃっていたので、自分も契約する時はよく考えようと思いました。【男子】

契約についてグループで問題の答えを出し合ってみて、それぞれ意見が異なっていて理由を聞くと確かにその考え方もあるなと思いました。また、答えが一緒でも考える視点が違ったり、話し合わないと気付かないところがたくさんあったので良かったと思いました。

リボ払いの計算をしてみて、将来自分がクレジットカードでリボ払いを選択し、お金がもし返せなかったら…と思うと不安になりました。確かに何回かに分けてゆっくり支払えるのは楽だと思いますが、やはり私は一括で払った方が良かったと思います。【女子】

私は今まで、クレジットカードやネットで買い物をしたことがなかったので、自分には関係のないことだと思っていました。しかし、これから利用する機会があったり、成年年齢が引下げられることで被害が拡大する恐れがあることを授業を通じて学びました。被害に遭わないのが一番ですが、もし被害に遭ってしまった時は、ネットで検索して解決方法を探すのではなく、専門の人に相談するべきだと思います。消費者トラブルに巻き込まれないために、正しい知識を身に付けて行動しようと思います。【女子】

今回の契約トラブルについての話を聞いて、何事もよく吟味することが大切だと感じました。自分がその契約をすることで起こり得る金銭トラブルなどを考える必要があると思いました。未成年だからといって、すべての契約の取消しができる訳ではないので、未成年者でも消費者の一人としての自覚を持つことが重要だと思いました。そのためには、「自分は大丈夫」と思わずに商品を買う時に、どのような注意点があるのか、効果が得られなかったら返品可能かなどしっかり読み、もしかしたら騙されているかもしれないと疑いの目を持つことも大切だと思いました。【女子】

今まで契約とは自分にはまだ関係のない難しい話だと思っていましたが、物を買ったり、お金を払ってサービスを受けることが契約であると知り、自分の身近にあふれているものだと知りました。身近にあふれているからこそ、契約について、もっと深く知りたくなりました。

また、以前、契約は破ることができない大事な約束であると思っていて、詐欺に遭っても契約してしまったら守らなければいけないと思っていました。しかし、クーリング・オフや消費者契約法により守られていると知り、少し安心しました。友達との会話の中で、ネットショッピングやフリマアプリでの失敗談を聞いたことがあるので、ネットショッピングでもクーリング・オフのような制度が作られるといいのと思いました。【男子】

中学校でも消費者問題について学んだことはありました。しかし、今回のように、具体的な事例について自分の意見を述べたりする形式で消費者問題について考えたことがなかったので新鮮でした。

授業で消費者問題について学ぶ時は、大抵、マルチ商法・架空請求など悪質商法の名前だけ教えられ、現実味がなく関心を持てずにいました。ですが、今回、消費者問題について学んだことにより、現実味を感じるこ

とができ、自分が20歳になってからも気を付けようと思うようになりました。【女子】

普段は、触れ合うことがない弁護士の先生方のお話は、とても分かりやすく、何時間か授業を使って、一人ひとりで考えたり、自分たちで話し合っ出て答えが合っていた時は、嬉しかったです。契約について学んで、契約は、とても難しいと思いました。クーリング・オフ制度や消費者契約法など、人それぞれ解釈の仕方が違い、それを踏まえて最善の答えを出すことは、難しかったです。様々な意見を知ることができて面白かったです。

日常生活の中でも、数多くの契約をしていることが分かり、私はよくネットで買い物をするので、契約内容をよく確認し、消費者トラブルに遭わないように気を付けたいです。【女子】

グループに分かれ、自分の意見を基に話し合った時、自分一人で考えて出した答えは、一つ間違っていたので、誰かと話し合いをすることは、とても大切なことだと分かりました。これは、消費契約に関するトラブルにおいても同じ事で、周りの大人や「188」に電話をかけて相談した方が、自分一人で抱え込むよりも正しい答えや解決策に辿り着くのではないかと思います。

今回の授業や弁護士の先生方のお話を通じて学んだ事を自分の日常生活に生かしていきたいです。また、今回、学んだ事は全くの他人事ではなく、自分にもあり得ることばかりだと思うので、「契約」をしっかり意識して、責任感や正しい知識を持ち、消費者トラブルに巻き込まれることがないように注意したいです。「自分は絶対に大丈夫」だという過信は、危険であることが分かりました。【女子】

私は未成年者が親の同意なしにした契約は、全て解約できると思っていました。しかし、グループワークの問題を自分で教科書や資料集を使いながら調べたら、(未成年者が親の同意なしにした契約は、全て解約できない)ということが分かりました。今回の授業で、自分の力で調べたことで分かったことや発見したことは、忘れないと思いました。自分の身近なところでいつ起こってもおかしくない問題だったので、学ぶことができてよかったです。弁護士の先生方から直接、お話を聞く機会があってクレジットカードの仕組みも自分が思っていたものと違って、注意点などたくさん知ることができて、とてもいい経験となりました。

何か怪しいと感じたら、「188(いやや)」に電話をかけることを家族にも伝えようと思いました。【女子】

【付録3】生徒の記述例

若年消費者が消費者トラブルに巻き込まれないためには、成年年齢の18歳に達する前の17歳までに、しっかりと正しい知識を身に付けることだと思う。消費者トラブルに巻き込まれてしまう要因は、正しい知識がないということが、一番大きな原因と考えられる。言い換えれば、正しい知識さえあれば、騙されることなく、正しい選択ができるはずである。

消費者トラブルの中でも特に気を付けることは、クレジットカードに関することである。クレジットカードには、主に3種類の支払い方法(一括・分割・リボ払い)がある。その中でも特にリボ払いは注意が必要である。毎月、定期的な支払いが続くため、残高が分かりにくい。また、カード払いは現金払いとは違って、お金を使い過ぎてしまうことがある。最近では、カードの使い過ぎによる、多重債務、さらには自己破産が社会問題となっている。

もし、消費者トラブルに巻き込まれてしまったら、消費生活センターに相談するなど一人で抱え込まないことが被害の深刻化を防ぐことにつながると思う。【女子】

若年消費者が消費者トラブルに巻き込まれる理由は、契約に関する詳しい知識がなかったり、よく考えずに行動してしまうことが原因だと思います。どこからどこまでが契約として成立しているのか、クレジットカード

ドの仕組みを理解できているのか、自分はできていると思っけていても実はできていないことの方が多いです。自分は、分かっているから大丈夫と思わず、もう一度、確かめる必要があと思いです。トラブルに巻き込まれる前に、不安に感じたら周りの人に相談することも大切です。

若い世代では多くの人がスマホを所有しています。ネットの利用が身近なものとなった今、ネットでの契約は、一度立ち止まって本当に大丈夫なのか、信頼できる会社なのか、契約内容が消費者に一方的に不利益な内容となっていないかを見極める必要があります。

将来、成年年齢が引下げられることによってメリットもありますが、大きなデメリットがあることも知っておくべきです。特にデメリットには、どのような事があるのか一人ひとりが考える必要があります。【女子】

今、私は17歳です。未成年のため守られている立場です。しかし、成年年齢が2022年には引下げられます。そうなると、守られる立場ではなくなる次期が早まります。十分な判断能力がないまま、成人になってしまうと消費者被害が拡大する恐れがあります。どのようにしたら消費者トラブルに巻き込まれずに済むのか。私の意見は、二つあります。一点目は、情報を鵜呑みにしないことです。インターネットが身近にある時代だからこそ、以前より情報を入手しやすい環境だからこそ、利用すれば良いと思いです。様々な情報を集め、その情報をしっかりと吟味する力が必要だと思いです。二点目は、消費者トラブルが身近に潜んでいると危機感を持つこと以す。危機感を持っていれば、安易な契約は避けられます。契約内容をよく確認し、不審な点があれば確認する習慣をつけることが大切です。

このように成年年齢が引下げられても、消費者トラブルの当事者となり得るといふ自覚を持って過ごせば、未然に防止できる可能性があります。小学校など早い段階から、消費者として自立するための教育を受けることが必要だと思いです。【女子】

【参考文献】

- ・文部科学省『高等学校学習指導要領解説公民編』，教育出版，2010
- ・大杉昭栄『平成28年版中央教育審議会答申 全文と読み解き解説』，明治図書，2017
- ・消費者庁『平成30年版消費者白書』，勝美印刷株式会社，2018
- ・独立行政法人国民生活センター編集・発行、『2019年版くらしの豆知識』，2018
- ・消費者庁『ハンドブック消費者 2014』，全国官報販売協働組合，2014
- ・及川昭伍・森島昭夫監修，国民生活センター監修『消費社会の暮らしとルール 変貌する社会と消費者』，中央法規出版，2000
- ・西村隆男『日本の消費者教育 その生成と発展』，有斐閣，1999
- ・正田彬『消費者の権利 新版』，岩波新書，2010
- ・神山久美他『新しい消費者教育 これからの消費生活を考える』，慶応義塾大学出版会，2016
- ・日本社会科教育学会『新版社会科教育事典』，ぎょうせい，2012
- ・岩本諭・谷村賢治『消費者市民社会の構築と消費者教育』，晃洋書房，2013
- ・坂東俊矢・細川幸一『18歳から考える消費者と法 第2版』，法律文化社，2014
- ・杉浦市郎他『新・消費者法これだけは 第2版』，法律文化社，2015
- ・日本消費者教育学会『消費者教育Q&Aー消費者市民へのガイダンスー』，中部日本教育文化会，2016
- ・川嶋直・皆川雅樹『アクティブラーニングに導くK P法実践』，みくに出版，2016
- ・辺見紀男他『民法成年年齢引下げが与える重大な影響』，清文社，2017
- ・河上正二編集『消費者法研究 第2号』，信山社，2017
- ・河上正二編集『成年年齢の引下げ(若年成年)と消費者保護立法 消費者法研究第2号(付・別刷)』，信山社，2017

【授業中の風景】



＜グループによる話し合い＞



＜発表で使用する用紙の作成＞



＜解説をする黒柳良子弁護士＞



＜解説をする加藤博子弁護士＞



＜発表をする生徒＞



＜説明をする本校数学科・高見悠哉教諭＞